

## 藤沢市障がい者グループホーム運営促進事業交付要領

制定 平成31年4月1日

改正 令和3年4月1日

改正 令和4年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要領は、障がい者の入所施設から地域への移行を推進するため、障がい者グループホームの運営に要する経費に対する基礎的な補助事業を実施する藤沢市障がい者グループホーム運営促進事業（以下「運営促進事業」という。）の実施に当たり、必要事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「グループホーム」とは、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を提供する施設をいう。

### (事業の実施主体)

第3条 運営促進事業の実施主体は、運営促進事業を適切に実施できると市長が認める社会福祉法人等（以下「事業者」という。）とする。ただし、本市の指定管理者として事業を実施している事業者が当該指定管理者として実施している事業に関しては、対象としないものとする。

### (事業内容)

第4条 障がい者の地域生活移行を促進するため、グループホームの運営に要する経費に対する基礎的な補助事業（以下「基本分」という。）、グループホームに新規に入居した者に対し、必要な連絡調整及びアセスメント等、当初の受入にあたっての手厚い支援を提供する事業（以下「初期受入支援加算」という。）の内容は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

#### (1) 基本分

ア グループホームを運営する事業者に対し、補助対象となる利用者の障がい支援区分並びにグループホームの世話人配置区分及び地域区分ごとに所定の額を算定する。

イ 利用者の入院等により1ヶ月不在となる場合であっても、入院等に対する支援を行うことにより、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算等を算定している場合にあつては算定を認める。

ウ 月の途中で入退去があつた場合及び上記イの算定が停止した場合等にあつては、次の算定式により日割り計算を行う。なお、計算後に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

運営促進単価 ÷ 当該月の実日数 × 利用実日数

エ 一時的な体験利用には適用しない。

オ 日中サービス支援型共同生活援助については、補助対象外とする。

(2) 初期受入支援加算

ア 入所施設又は精神科病院からグループホームへ移行する者を受け入れた場合には、初期受入支援加算（Ⅰ）を、それ以外の場合には初期受入支援加算（Ⅱ）を算定する。

イ 算定期間は、入居した月から起算して12ヶ月とし、月途中の入居であっても日割り計算は行わない。

(3) 上限管理事務加算

ア グループホームにおいて利用者負担額の上限額を管理する事務に対する補助事業をいう。

イ 同一月において複数の指定障害福祉サービス事業所のサービスを利用する入居者について、当該グループホームが利用者負担上限額管理事業所となって、入居者の利用者負担額の上限額管理事務を行った場合に補助する。

ウ 補助対象となる者は、原則として障害福祉サービス等を恒常的に利用していない等により、他の障害福祉サービス事業者等による上限額管理を受けることが困難と市長が認めた者とする。

エ 生活保護受給者等、利用者負担上限額が0円の者は、補助対象外とする。

2 前項に規定する事業については、当該事業所が藤沢市外に所在する場合にあっては、利用者が支給決定を藤沢市から受け、若しくは受けることができる者（18歳に到達した時点で受けることができるようになる者を含む。）であることを条件とする。

3 市長は、運営促進事業を実施した事業所に対し、運営促進事業の実施に係る費用を交付するものとし、費用の交付の対象とする経費及び交付する費用の基準額については、各事業に応じ、事業を開始した日が属する年度の神奈川県グループホーム運営費補助単価早見表に定めるとおりとする。

(事業の届出)

第5条 運営促進事業を実施しようとする事業者は、運営促進事業を開始しようとする日までに、市長に当該事業に係る承認届出をしなければならない。この場合における申請書類は、藤沢市障がい者グループホーム運営促進事業実施届（第1号様式）とし、当該実施する各事業ごとに別表第1に定める添付書類を添えなければならない。

(変更等の届出)

第6条 運営促進事業を実施する事業者は、実施する各事業を変更しようとするときは、市長に当該事業の実施に係る変更承認届出をしなければならない。この場合における申請書類は、藤沢市障がい者グループホーム運営促進事業変更（中止・廃止）届（第2号様式）とし、前条第1項に規定する添付書類に記載の事項について変更があるときは、当該書類に変更後の内容を記載したものを、併せて提出しなければならない。

2 運営促進事業を実施する事業者は、実施する各事業を中止し、又は廃止したときは、速やかに藤沢市障がい者グループホーム運営促進事業変更（中止・廃止）届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(実施状況の届出)

第7条 運営促進事業を実施する事業者は、事業終了後から10日以内に藤沢市障がい者グループホーム運営促進事業実施状況届(第3号様式)に別表第1に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(費用の支弁等)

第8条 運営促進事業に要する費用の請求については、請求書類一式を市長へ提出することにより行うものとする。

- 2 市長は事業者からの請求の内容を審査し、適正であれば予算の範囲内で事業者に費用を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による支払に関する事務を神奈川県国民健康保険団体連合会に委任するものとする。

(帳簿等の整備及び報告等)

第9条 事業者は、事業対象利用者の名簿、運営促進事業の記録及び経理に関する帳簿等を備え付け、整備し、運営促進事業が完了した翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 事業者は運営促進事業の実施中に事故が発生した場合は、速やかに適切な措置を講じ、その概況を市長に報告しなければならない。

(費用の返還等)

第10条 市長は、過誤による報告若しくは請求又は偽りその他の不正行為により運営促進事業に係る費用の交付を受けた者がいるときは、その者から既に支給した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(様式その他の委任事項)

第11条 この要領の規定により必要とする書類の様式その他の運営促進事業の実施に関し必要な事項は、事業主管課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第7条関係）

事業名	事業実施届の添付書類	事業実施状況届の添付書類
基本分	運営費（基本分・加算分）計画書	運営費（基本分・加算分）報告書
初期受入支援加算		書